

平成23年6月29日言渡・同日原本受領 裁判所書記官

平成23年(当)第4号敷金返還請求事件

口頭弁論終結の日・平成23年6月22日

少額訴訟判決

佐賀県武雄市

原告

福岡県大野城市

被告

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金21万6000円及びこれに対する平成23年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1. 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、被告との間で、平成19年3月3日、福岡県大野城市
701号室（以下、「本件建物」という。）を、賃料1か月7万2000円、賃貸期間1年（自動更新あり）の約束で賃貸借契約を締結し、同月24日、引渡を受けた。
- (2) 原告は、被告に対し、本件賃貸借契約に際し、敷金として賃料3か月分に当たる21万6000円を交付した。
- (3) 上記賃貸借契約は平成23年3月4日に終了し、原告は、被告に対し、